

第 1 章 総則

独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)における情報公開に関する事務は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号。以下「情報公開法」という。)、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成 14 年政令第 199 号。以下「情報公開法施行令」という。)及び機構の諸規程等によるほか、この取扱要領に基づいて処理するものとする。

第 2 章 情報公開窓口の設置

機構は、情報公開窓口を設け、開示請求に関する相談、案内及び受付を行うものとする。

情報公開窓口には、情報公開の制度及び手続に関する資料、情報公開法施行令第 12 条第 2 項に規定する情報に関する資料等を備え付け、開示請求をしようとする者の便宜に供するものとする。

第 3 章 開示請求書の受付

1 開示請求書の受付

機構は、「法人文書開示請求書」(様式第 1 号)の提出を受けたときは、その記載事項及び開示請求手数料の納付を確認した上で、当該請求書を受け付けるものとする。なお、機構は、様式第 1 号によらない開示請求であっても、それが情報公開法第 4 条第 1 項に掲げる事項が記載されている書面によるものである場合は、その記載事項及び開示請求手数料の納付を確認した上で、これを受け付けるものとする。

2 開示請求書の補正

機構は、当該請求書の記載に不備があると認められるときは、開示請求者の意思を確認し、補正により対応するよう努めるものとする。その場合において、開示請求者に対し文書で補正を求めるときは、「法人文書開示請求書の補正について(依頼)」(様式第 2 号)によるものとする。

また、明らかに請求先が異なる場合は、開示請求者に連絡し、当該文書を所管している行政機関又は独立行政法人等を教示した上で、開示請求者が了解すれば当該請求書を返戻し、了解しない場合は不開示決定を行うものとする。

3 開示請求書の移送

(1) 機構は、機構が保有する法人文書に係る開示請求が、次のいずれかに該当すると認める場合は、当該行政機関の長又は他の独立行政法人等(ウに該当する場合は、当該法人文書に記録されている情報に関する事務を所掌する行政機関の長又は他の独立行政法人等)と、移送に関する協議を行うものとする。ただし、当該開示請求に係る法人文書に記録されている情報が、既に公にされ、又は公にする予定が明らかであると認められるときを除くものとする。なお、アからウに掲げる以外の場合に移送の協議をすることは妨げられないものとする。

ア 開示請求に係る法人文書が行政機関又は他の独立行政法人等により作成されたものであるとき

イ 開示請求に係る法人文書が行政機関又は他の独立行政法人等と共同で作成されたものであるとき

ウ 上記のほか、開示請求に係る法人文書に記録されている情報の重要な部分が行政機関又は他の独立行政法人等の事務・事業に係るものである場合等、行政機関又は他の独立行政法人等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき

(2) 機構は、(1)に基づく移送に関する協議が整った場合、移送先が独立行政法人等であるときは「開示請求に係る事案の移送について」(様式第 5 号)により、移送先が行政機関の長であるときは「開示請求に係る事案の移送について」(様式第 6 号)により、当該開示請求書を移送するとともに、開示請求者に対し、事案を移送した旨を、移送先が独立行政法人等であるときは「開示請求に係る事案の移送について(通知)」(様式第 7 号)により、移送先が行政機関の長であるときは「開示請求に係る事案の移送について(通知)」(様式第 8 号)により通知するものとする。

第 4 章 開示・不開示審査及び決定

1 審査及び決定

機構は、別に定めるところにより、当該請求に係る法人文書に記載されている情報について、情報公開法第5条各号に規定する不開示情報に該当するか否かを審査し、同法第9条第1項に基づく全部若しくは一部の開示又は同条第2項に基づく全部の不開示のいずれかを決定するものとする。

2 第三者に対する意見書提出の機会の付与

- (1) 機構は、当該開示請求に係る法人文書に国、独立行政法人等、地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合であって、当該情報が情報公開法第5条各号に該当するか否かを判断するに当たって当該第三者の意見を聴く必要があると認められるときは、当該第三者に対し、「法人文書の開示請求に関する意見について(照会)」(様式第9号)により通知し、意見書の提出を求めることができるものとする。
- (2) 機構は、当該開示請求に係る法人文書に第三者に関する情報が、情報公開法第5条各号に規定する不開示情報に該当するものであるにもかかわらず、同法第5条第1号ロ若しくは同条第2号ただし書又は第7条により開示決定をしようとするときは、当該第三者に対し、「法人文書の開示請求に関する意見について(照会)」(様式第10号)により通知し、意見書の提出を求めるものとする。ただし、機構が合理的な努力を行ったにもかかわらず当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (3) 機構は、(1)又は(2)により第三者の意見書の提出を求める際には、当該第三者に、その様式として「法人文書の開示請求に関する意見書」(様式第11号)を示し、これにより意見の提出を求めるものとする。

3 開示決定の通知

- (1) 機構は、開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示することを決定したときは、速やかに、開示請求者に対し、「法人文書開示決定通知書」(様式第12号)により通知するものとする。この場合、2の(2)において第三者から反対意見書が提出されているときは、当該第三者に対し、開示決定を行った旨を「法人文書の開示決定について(通知)」(様式第13号)により通知するものとする。
- (2) 機構は、開示請求に係る法人文書の全部を開示しないことを決定したときは、速やかに、開示請求者に対し、「法人文書不開示決定通知書」(様式第14号)により通知するものとする。
- (3) 上記の決定は、開示請求のあった日から30日以内に行うものとする。ただし、第3章の2により開示請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。
- (4) 機構は、開示請求に係る文書について、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、(3)の期限を延長し、開示請求者に対し、「開示決定等の期限の延長について(通知)」(様式第15号)により延長後の期間及び延長の理由を通知するものとする。
- (5) 機構は、開示請求に係る法人文書が著しく膨大であるため、開示請求があつた日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うと、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、期限の特例を決定し、開示請求者に対し、「開示決定等の期限の特例規定の適用について(通知)」(様式第16号)によりその旨を通知するものとする。

第5章 開示の実施

1 開示の実施の方法等の申出書の確認

機構は、開示を受ける者から「法人文書の開示の実施方法等申出書」(様式第17号)(開示請求書に開示請求者が求める開示の方法が記載されている場合であつて、その方法により開示を実施することができる場合は「法人文書の開示の実施方法等申出書」(様式第18号))の提出を受けたときは、その記載事項及び開示実施手数料の納付を確認した上で、当該申出書を受け付けるものとする。開示決定に基づき法人文書の開示を受けた者から、書面(様式第19号)により更なる開示の申出書の提出を受けたときも同様とする。

2 開示の実施の方法

機構は、法人文書の開示を、次の方法により実施するものとする。ただし、機構は、閲覧の方法による法人文書の開示について、当該法人文書の保存に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があると認めるときは、写しの交付の方法により行うことができるものとする。

なお、機構は、法人文書の部分開示を行う場合にあつては、不開示情報に係る部分を黒塗りした写しを作成するなど、適切な方法で行うものとする。

- 1) 次の事項欄に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ次の説明欄に定めるものを閲覧する方法によるものとする。

事項	説明
ア 文書又は図画(イ及びウに該当するものを除く。)	当該文書又は図画
イ マイクロフィルム	当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列三番(以下「A 三判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したもの
ウ 写真フィルム	当該写真フィルムを印画紙(縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。以下同じ)に印刷したもの

次の事項欄に掲げる文書又は図画の写しの交付は、それぞれ次の説明欄に定めるものを交付することによるものとする。

事項	説明
ア 文書又は図画(イ及びウに該当するものを除く。)	当該文書又は図画を複写機により A 三判以下の大きさの用紙に複写したもの。
イ マイクロフィルム	当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列四番(以下「A 四判」という。)の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、A 三判の用紙に印刷したもの
ウ 写真フィルム	当該写真フィルムを印画紙に印刷したもの

次の事項欄に掲げる電磁的記録についての情報公開法第 15 条第 1 項に定める方法は、それぞれ次の説明欄に定める方法によるものとする。

事項	説明
ア 録音テープ又は録音ディスク	次に掲げる方法 a 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取 b 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本産業規格 C5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。)に複写したものの交付
イ ビデオテープ	次に掲げる方法 a 当該ビデオテープを専用機器により再生したものの視聴 b 当該ビデオテープをビデオカセットテープ(日本産業規格 C5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付
ウ 電磁的記録(イ及びエに該当するものを除く。)	次に掲げる方法であつて、機構がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一に結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。エにおいて同じ。)により行うことができるもの a 当該電磁的記録を A 三判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧 b 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴 c 当該電磁的記録を A 三判以下の大きさの用紙に出力したものの交付 d 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本産業規格 X6223 に適合する幅 90 ミリメートルのものに限る。)に複写したものの交付 e 当該電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付

エ 電磁的記録(ウの d 及び e に掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)	ウの a から c までに掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
---	--

第 6 章 手数料等の納付

1 手数料の額

- (1) 情報公開法第 17 条第 2 項の手数料の額は、次の事項欄に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ次の説明欄に定める額とする。

事項	説明
ア 開示請求手数料	開示請求に係る法人文書 1 件につき 300 円。ただし、当該開示請求が、行政機関の長又は他の独立行政法人等から移送されたものである場合は、行政機関に開示請求があったものについては 300 円、他の独立行政法人等に開示請求があったものについては当該開示請求者が当該独立行政法人等に納付した手数料相当額を控除した額とする。
イ 開示実施手数料	開示を受ける法人文書 1 件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下「基本額」という。) ただし、基本額(情報公開法第 15 条第 5 項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が 300 円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が 300 円を超えるときを除く。)は当該基本額から 300 円を減じた額とする。

- (2) 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、上記(1)アの適用については、当該複数の法人文書を 1 件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における上記(1)イただし書の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を準じ加えた額を基本額とみなす。

- 1) 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書
- 2) 1)に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

2 手数料の納付方法

開示請求手数料及び開示実施手数料は、次の(1)から(4)までのいずれかの方法により納付するものとする。

- (1) 機構の事務所における現金納付
- (2) 現金書留の送付による納付
- (3) 定額小為替の送付による納付
- (4) 機構が指定した銀行口座への振込

3 手数料の減免

- (1) 機構は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求 1 件につき 2000 円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。
- (2) (1)の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、1 による開示の実施の申出書を提出する際に、併せて「開示実施手数料の減額(免除)申請書」(様式第 20 号)を機構に提出するものとする。
- (3) (2)の申請書には、申請人が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証する書面を添付させるものとする。
- (4) 機構は、開示実施手数料の減額又は免除を行うことを決定したときは、「開示実施手数料の減額(免除)決定通知書」(様式第 21 号)により、減額又は免除を認めないことを決定したときは「開示実施手数料の減額(免除)について」(様式第 22 号)により、申請者に対し速やかに通知するものとする。
- (5) (1)によるもののほか、機構は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができるものとする。

4 写しの送付の求め

開示請求者が情報公開法施行令第 11 条により法人文書の写しの送付を求める場合の送付に要する費用は、郵便切手で納付しなければならないものとする。

第 7 章 審査請求

1 審査請求

- (1) 機構は、開示決定等について不服がある者から、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)に基づく審査請求を受けたときは、審査請求書の記載事項について確認した上で受け付けるものとする。
- (2) 機構は、当該審査請求書の記載について補正を要する場合は、請求者に対し、行政不服審査法第 61 条において準用する第 23 条の規定により相当の期間を定めて補正を求めるものとする。
- (3) 機構は、開示決定に反対する者から審査請求があった場合は、行政不服審査法第 61 条において準用する第 25 条の規定に基づき、必要に応じ、開示の実施を執行停止する。

2 情報公開・個人情報保護審査会への諮問

- (1) 開示決定等について審査請求があったときは、機構は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、「諮問書」(様式第 23 号)により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとする。
 - ア 審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - イ 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る法人文書の全部を開示することとする場合(当該法人文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (2) 機構は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、情報公開法第 19 条第 2 項第 1 号から第 3 号に掲げる者に対し、「情報公開審査会への諮問について(通知)」(様式第 24 号)により諮問した旨を通知するものとする。

3 裁決

- (1) 機構は、開示決定等に係る審査請求に対し、行政不服審査法第 44 条から第 46 条までの規定に基づき、裁決を行うものとする。この場合において、当該審査請求につき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、情報公開・個人情報保護審査会から出された答申を踏まえて裁決を行うものとする。
- (2) 機構は、当該審査請求について理由があると認めるとき(情報公開・個人情報保護審査会の答申において理由があると認められたときを含む。)は、当該開示決定等の全部又は一部を取り消し、又はこれを変更するものとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 10 月 1 日から実施する。

附 則(平成 17 年 3 月 28 日)

この要領の一部改正は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日)

- 1 この要領の一部改正は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要領の一部改正の実施の際既に機構が法人文書開示請求書を受け付けたものについての取扱いは、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 10 月 1 日)

この要領の一部改正は、平成 19 年 10 月 1 日から実施する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

この要領の一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日)

この要領の一部改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和2年3月19日)

この要領の一部改正は、令和2年4月1日から実施する。

別表(第6章1関係)

法人文書の種類	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画(2の項から3の項までに該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く)	用紙1枚につき10円
	ニ 複写機によりカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円)に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判については140円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円)
4 録音テープ又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
5 ビデオテープ	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
6 電磁的記録(4の項、5の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごとにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額

	へ 光ディスクに複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
--	-------------------	-----------------------------

備考 1の項ハ、2の項ハ又は6の項ハの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

様式第1号

法人文書開示請求書
[別紙参照]

様式第2号

法人文書開示請求書の補正について(依頼)
[別紙参照]

様式第3号

開示(請求・実施)手数料納付のごあんない
[別紙参照]

様式第4号

(法人文書開示請求書/法人文書の開示の実施方法等申出書/法人文書の更なる開示の申出書)
[別紙参照]

様式第5号

開示請求に係る事案の移送について
[別紙参照]

様式第6号

開示請求に係る事案の移送について
[別紙参照]

様式第7号

開示請求に係る事案の移送について(通知)
[別紙参照]

様式第8号

開示請求に係る事案の移送について(通知)
[別紙参照]

様式第9号

法人文書の開示請求に関する意見について(照会)
[別紙参照]

様式第10号

法人文書の開示請求に関する意見について(照会)

[別紙参照]

様式第 11 号

法人文書の開示に関する意見書

[別紙参照]

様式第 12 号

法人文書開示決定通知書

[別紙参照]

様式第 13 号

法人文書の開示決定について(通知)

[別紙参照]

様式第 14 号

法人文書不開示決定通知書

[別紙参照]

様式第 15 号

開示決定等の期限の延長について(通知)

[別紙参照]

様式第 16 号

開示決定等の期限の特例規定の適用について(通知)

[別紙参照]

様式第 17 号

法人文書の開示の実施方法等申出書

[別紙参照]

様式第 18 号

法人文書の開示の実施方法等申出書

[別紙参照]

様式第 19 号

法人文書の更なる開示の申出書

[別紙参照]

様式第 20 号

開示実施手数料の減額(免除)申請書

[別紙参照]

様式第 21 号

開示実施手数料の減額(免除)決定通知書

[別紙参照]

様式第 22 号

開示実施手数料の減額(免除)について

[別紙参照]

様式第 23 号

諮問書

[別紙参照]

様式第 24 号

情報公開審査会への諮問について(通知)

[別紙参照]